

令和 6 年度京都市社会福祉法人指導監査実施要領

1 指導監査の目的

指導監査は、社会福祉法第 5 6 条及びその他関係法令等に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）が同関係法令、通知等を遵守し、適正な法人運営並びに入所者又は利用者等に対する適切な処遇を行っているか否かについて、個別的に明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、法人運営の適正化並びに入所者等の処遇の向上を図ることを目的とする。

2 指導監査の対象法人

本市が所管する法人を対象とする。

3 指導監査の実施方法

(1) 一般指導監査

監査対象の法人から、**別紙 1**「社会福祉法人指導監査事前提出書類」に定める資料（以下「監査資料」という。）の提出を求め、一般指導監査を実施する。

ア 実施方法は、法人に対し、5 に定める指導監査班を派遣し、法人事務所又は法人の運営する施設において実地監査を実施する。

イ 実地監査周期は、法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人については、原則、3 箇年に 1 回の実施とする。ただし、**別表**のとおり、実地監査の周期を延長する場合がある。

(2) 随時指導監査

法人の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認結果等でそのおそれがあると認められる場合は、随時指導監査を実施する。

(3) 特別指導監査

法人の運営等に重大な問題が認められた法人及び不祥事の発生した法人に対しては、特別監査を随時実施する。

(4) 新設法人指導監査

新たに設立された法人に対する監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。

4 指導監査の主眼事項及び着眼点

本年度指導監査の主眼事項及び着眼点（以下「主眼事項等」という。）については、**別紙 2**「社会福祉法人に対する指導監査の主眼事項及び着眼点」による。

5 指導監査班

指導監査は、原則として係長職以上の職にある者を班長とし、同班長を含む 2 名以上の職員をもって指導監査班を編成し実施する。

6 一般指導監査日程

(1) 別紙1及びこれに定める添付書類（添付資料一覧のとおり）の提出期限

- ア 法人監査を児童福祉施設監査と合同で実施する法人 … 令和6年7月4日（木）
- イ 法人監査を老人福祉施設監査と合同で実施する法人 … 令和6年7月10日（水）
- ウ 法人監査を障害福祉施設監査と合同で実施する法人 … 令和6年8月1日（木）
- エ 法人監査を単独で実施する法人 … 令和6年7月1日（月）

(2) 監査実施日

令和6年7月12日から令和7年3月31日までの期間で別に定める日

7 指導監査結果

- (1) 指導監査の結果、改善を要する事項については、当日に班長が講評を行い、特に是正又は改善を必要とする事項については、後日文書で監査結果の通知を行う。
- (2) 法人は、指摘された事項については是正又は改善を図るとともに、文書で通知された事項については、その具体的な是正又は改善措置の状況を確認できる書面を添えて、指定期日までに文書で京都市長に報告するものとする。
- (3) 改善の指導等を再三にわたって行っているにもかかわらず、なお必要な改善措置等が講じられない場合は、個々の事例に応じ、社会福祉法第56条の規定により、改善命令等所要の措置を講じるものとする。

8 結果の公表

指導監査の結果については、法人名、文書での指摘事項の内容、監査実施日及びその改善状況をホームページに掲載するものとする。

別表

区分	基準	実施周期
A	① 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項をいずれも満たす法人 ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。 イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。	原則として 3 箇年に 1 回
B	② ①のア及びイのいずれも満たす法人で、会計監査人等による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する監査報告等が次に掲げる場合に該当する場合であって、法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると所轄庁が判断する法人 ア 会計監査人設置法人 法第 36 条第 2 項及び第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第 45 条の 19 第 1 項及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 2 条の 30 の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 イ 会計監査人による監査に準ずる監査を実施する法人 会計監査人を設置していない法人において、法第 45 条の 19 の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合	5 箇年に 1 回まで延長可能
C	③ ①のア及びイのいずれも満たす法人で、会計監査人等による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する監査報告等が次に掲げる場合に該当する場合であって、法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると所轄庁が判断する法人	4 箇年に 1 回まで延長可能

	ア 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する次のいずれかの書類が提出された場合 a 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書（「会計監査及び専門家による支援等について」（平成２９年４月２７日付け社援基発 0427 第１号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）・別添１） b 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書（同通知・別添２）	
D	④ ①のア及びイのいずれも満たす法人で、苦情解決への取組が適切に行われ（評価項目のうち、利用者からの意見・要望・苦情・相談に係る項目が全て A (a) 評価となっている）、福祉サービス第三者評価事業を受診し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めている（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受診している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）ことにより、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断する法人	4 箇年に 1 回まで延長可能
E	⑤ 上記①～④のいずれにも該当しない法人 毎年度法人から提出される報告書類及び前回の指導監査の指摘状況並びに改善状況を勘案し、毎年度実施することが必要であると認められる法人。	毎年度又は随時
新設法人	⑥ 新たに設立された法人 新設法人については、設立後速やかに一般監査を実施する。ただし、年度末近くに設立された法人については、年度内に実施することが時間的に困難な場合は、次年度の早い時期に実施する。	設立年度又は次年度